

埼玉しごとセンター設置要綱

令和3年2月15日
産業労働部長決定

「埼玉県と埼玉労働局が雇用施策等を一体的に実施するための協定」に基づき、下記のとおり埼玉しごとセンター（以下「センター」という。）を設置する。

記

1 設置場所

さいたま市南区沼影一丁目10番地1埼玉県武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー3階）内に設置する。

2 業務

センターは埼玉県産業労働部雇用労働課の内部組織とし、次に掲げる業務を行う。

- (1) 就業情報の収集及びその提供に関すること
- (2) 職業相談に関すること
- (3) 職業紹介に関すること
- (4) 企業の人材確保支援に関すること
- (5) その他センター設置の目的を達成するために必要な業務に関すること

3 利用時間

センターの利用時間は月曜日から金曜日を午前10時から午後7時までとし、土曜日を午前10時から午後5時までとする。

ただし、必要があると認めるときは、産業労働部長がこれを変更することができる。

4 休業日

センターの休業日は次のとおりとする。

ただし、管理上必要があると認めるときは産業労働部長がこれを変更し、又は臨時に休業することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

5 その他

センターの設置に伴い、「ハローワーク浦和・就業支援サテライトの設置について」（平成24年10月29日）は廃止する。

附則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。